

安永七年の殺人事件とその処罰

—御定書より見たる府内藩日記所載竹町の殺人事件に就いて—

立川輝信

目次

一、序にかえて	一
二、府内藩日記（史料）	一
安永七年十二月廿五日	一
全廿六日	一
申渡書	一
(イ)、本人惣吉	一
(ロ)、惣吉妻	一
(ハ)、惣吉父親文蔵	一
(イ)、其場居合せ人（竹町儀兵衛、上柳町吉郎兵衛）	一
(ロ)、竹町宿老定八	一
(ハ)、府内庄屋儀左衛門	一
三、御定書にある「酒狂人御仕置之事」	一〇
四、府内藩日記による事件の真相	一一
五、江戸（徳川）時代の刑法	一二
A、概説	一二
B、徳川刑法の内容	一四
甲、刑の種類	一四
死刑に就て	一四
罪と刑との関連Ⅱ威嚇と道義の二面	一七
流刑	一八
3. 2. 1.	
A、本人	
B、惣吉妻	
C、父親文蔵	
D、居合せ人	
E、宿老	
F、庄屋	
G、所刑実行者	
八、むすび	五一
九、参考文献	五一

4.3.2.1. 甲、裁判關係	11.109.8.7.6.5.4.
A、縁座、B、連座	追放刑、入墨と敲身斬刑、附加刑
六、府内藩の政治	身斬刑
1. 大目付、2. 町奉行、3. 勘定奉行、4. 郡奉行、5. 代官	財産刑
乙、府内庄屋と宿老	過料
1. 庄屋、2. 宿老、3. 宿老の職務、4. 町民の生活	其他的刑
七、事件の処理と批判	牢
八、むすび	まとめ
九、参考文献	曲事
十、参考文献	科刑の輕重
十一、参考文献	責任能力と連座
十二、参考文献	縁座
十三、参考文献	連座
十四、参考文献	事件の軽重
十五、参考文献	事件の連座
十六、参考文献	事件の連座
十七、参考文献	事件の連座
十八、参考文献	事件の連座
十九、参考文献	事件の連座
二十、参考文献	事件の連座
二十一、参考文献	事件の連座
二十二、参考文献	事件の連座
二十三、参考文献	事件の連座
二十四、参考文献	事件の連座
二十五、参考文献	事件の連座
二十六、参考文献	事件の連座
二十七、参考文献	事件の連座
二十八、参考文献	事件の連座
二十九、参考文献	事件の連座

一、序にかえて

現下、刑法改正準備会が設けられて、会長法務省刑事局長竹内寿平、議長法務省特別顧問弁護士小野清一郎、委員一橋大学教授植松正氏以下十名、幹事四名の一流メンバーで慎重審議してその準備草案が発表された際、私共の身近かな郷土府内藩日記中から、現大分市竹町での殺人事件を拾ろい、当時地方に於ける御仕置判例として一考を加えることは必ずしも徒事ではあるまいと考へて、先づ史料たる原文を摘記してその真相を知り、これを当時徳川時代御定書の刑罰に照らし、最後にこれが処置に対する筆者の批判をこころみた。事は今日の世相から見ると、大した新聞種になるものとも思わぬが、その処理処罰の方法に就いては現行法、私共の現代常識から見て、その相違に驚く次第である。幸に読者各位の御批正を得れば幸甚の至りである。

二、府内藩日記⁽¹⁾（史料）

1. 安永七年十二月廿五日

今宵石川市郎兵衛罷出申聞候者、今暮前竹町ニ而人殺有之趣、町廻及聞レニ付、早速罷越レ処、同町宿老定八呼出、子細承レ処、同町惣吉と申者、同町元助と申者を突殺、医師呼罷越レ趣、親類共申聞レ由、依之町廻共、宿老定八へ申付レ者、町内呑人数差出、右惣吉を搦取レ様申付レ得共、無人之由申聞、町廻共其儘難捨置付、惣吉を相尋レ処、西新町親類共方へ罷越居レ由付、右場所へ早速罷越召捕、繩を掛、番人付置レ段申出レ付、右元助を殺レ旨趣、吟味申付レ処、惣吉醉狂ニテ、何ソ意恨等之趣ニ而も無之段、親類共口書差出、尤右及殺害レ場所へ、同町喜平治、上柳町吉郎兵衛と申者、參合居レ由、此者共へも子細尋レ得共、何の訳も無之事之由、口書差出。

2. 全廿六日

一、昨晩於竹町、人殺有之趣、御町奉行申出付、為檢使、大塚友左衛門差遣付處、魚庖丁を脅中三寸程突込、殊ニ七ノ所二而息所ニ付、早速相果付由。惣吉儀者、同町親文藏方へ擄取置、番人附置付趣、友左衛門罷帰申聞、尚又昨晩元助を殺付意趣、親文藏、惣吉女房、竹町儀平次、上柳町吉郎兵衛、口書受取罷帰。

一、右之趣ニ付、惣吉、明朝六ツ時過、於坊ヶ小路河原、穢多討捨被仰付段、左之通申渡付様、御町奉行者共並御目付大塚友左衛門、首藤列右エ門一同申渡之、尤前ミハ、御城下町引廻付上討首申付付得共、此節者、月迫付、其儀無之、直ニ坊ヶ小路へ引出付様申渡、御目付両人ハ惣吉宅へ罷越、左之趣明朝申渡付様申付、其外追込ミ、仰付付者儀茂、明朝申渡付様、御町奉行へ申渡之。

一、同日、穢多、切手、繩取、警固等之儀、明珍⁽⁵⁾、井薙⁽⁶⁾申合相勤付様、御町奉行、郡奉行へ申渡之。



(府内藩日記安永七年十二月廿六日付惣吉とその妻への申渡の項)

3. 申 渡

(イ) 本 人

申 渡

竹町

惣吉

以上

其方理不尽ニ同町元助ヲ令切害レ付打首申付レ

(ロ) 惣吉の妻

申 渡

惣吉

妻

物言、人ヲ殺、死罪被仰付レ付、其方奴被仰付レ問、其旨可相心得レ

以上

十二月廿七日

い) 申 渡

竹町惣吉親

文藏

其方忤惣吉、元助ヲ殺候節、早々罷越、惣吉ヲ召捕、繩三而掛置、町役之者迄、早々可申出之處、無其儀、剩へ惣吉を手離
医師呼ニ差遣外儀、重々油斷之至、不届至極レ、依之、急度追込被仰付レ問、相慎可罷在外

以上

十二月廿七日

(二) 申 渡

竹町

儀兵衛

上柳町

吉郎兵衛

其方共、惣吉、元助を殺^レ節、其場へ居合、相手惣吉を不留置、且町役之者へも不相達、油斷之至^レ、依之追込被仰付^レ間
、相慎可罷在^レ 以上

十二月廿七日

(三) 申 渡

竹町宿老

定八

去ル廿五日於竹町、人殺騷動申付處、早速其場へ不罷越、其上町廻之者共、惣吉為召捕、人數差遣^レ様申付^レ節、人不居合
由二而、不差遣、重々不埒之至^レ、右体騷動時分者、早々罷出、相手之者ヲ召捕、片時も早、其筋々可申出笞之処、油斷至
極^レ、仍而追込申付^レ間、急度相慎可罷在^レ 以上

十二月廿七日

(四) 申 渡

府内庄屋

儀左^レ門

去ル廿五日、竹町惣吉、同町元助ヲ令切害付、則御仕置被仰付、右躰不所存之者、兼而不存儀も有之間敷、平日心をも可附處、無其儀、油断之至付、併新役之儀故、以御用捨、此節者御咎も不被仰付、自今、随分入念可相勤け
以上

十二月廿七日

註 (1)、藩政時代の府内藩主大給松平氏の政治日記で、その大部分は県図書館に保管されている。本史料は筆者所蔵の府内藩安永七年度の日記所載。

(2)、姓のあるところから見ると相当の者と思うが役職は不明。

(3)、町廻は今の警巡の如きもので町の治安にあたる役である。

(4)、府内藩の宿老に就ては「五、府内藩の政治の乙項府内の庄屋と宿老」中に説明してある。

(5)、現市内春日町々内に在る。

(6)、井薙は現市内南大分三ヶ田町々内にある。

(7)、申渡中の各刑罰に就ては「五項江戸時代刑法」に説明。

三、御定書にある「酒狂人御仕置之事」

延岡藩領内豊後の国東郡の或る庄屋元に書写されてあつた寛保二年の御定書中標記の件に付次の如く書いてある。

享保六極

一、酒狂、人を殺付者 下死人

但被殺付もの之主人并親族等、下死人御免願出付共取上間敷事

同七極

一、酒狂三而人ニ為手負付ハ、疵付付者平癒次第、療治代為出可申付、輕付ハミ預ケ可申付、療治代難出者ハ諸道具取上相渡付、諸道具無之者ハ所払

同

一、同諸道具損さし付者、償ひ可申付不出者所払

一、酒狂ニ而人を打擲致しレ者、療治代難差出者ハ諸道具取上、打擲達者ヘ可為取若諸道具も無之、償難成身上之者所払
 一、同相手無之ニあはれレ者、主人其外可相渡方へ可引渡、痕付レ者、公儀御仕置ニ可成筋之者ハ、格別、左も無之者は
 御構無之ニ付申聞、早速引渡可申事

元文五極

一、酒狂ニ而、相手無之ニあはれ、自分と痕付レ儀并諸道具損シさレ事も無之者、立帰度由申レハ、留置申間敷レ
 但奉行江訴出レ以後ニ而も、右之通可為致レ事

四、藩日記による事件の真相

府内藩日記によると、今から百八十四年前の安永七年（一七七八）、歳の暮大売出し中の十一月廿五日、當時も府内城下町商業の最中心街であつた大分竹町のまつただ中で殺人事件がおきたのだから相当な騒ぎであったことが想像される。

これを石川市郎兵衛の訴えによつて知つた町廻が、早速現場に行つて竹町の宿老である定八を呼び出して、詳細に事情を聞いたところ、竹町の惣吉と云う者が、同じ町の元助と申す者を魚庖丁で突き殺し、本人は医者呼びに行つていると親類共が申したと答えた。そこで町廻の者から宿老定八へ、町内から人數を出して惣吉を搦めとれと申付けたところ、人が居ないと理由でその命を聞かなかつた。町廻はそのままに捨て置く訳にはゆかないでの、犯人惣吉の今の所在を尋ねたところ、西新町の親類の所に行つて居ることだから、早速そこへ行つて召捕え、縄をかけ、番人をつけて取調べたところ何等意趣意恨があつてのことではなく、全く醉狂でやつたことだとの親類一同の口述書をとり併せて殺害現場に居合せた、竹町の喜平衛、上柳町の吉郎兵衛をも詳しく調べたが、別に訳があつてのことではないと答えたのでその口書をもとつて町奉行え差し出して報告した。

藩では右の通り町奉行から申出があつたので、翌廿六日、檢使として大目付から大塚友左衛門を遣わして調べたところ、魚庖丁で背を三寸程突き刺し、そこが運悪く心臓部であつたので、すぐ死んでしまつたことがわかつた。なお犯人惣吉は父文蔵方え搦めとつて番人を置き、殺害の様子につき父文蔵、惣吉の妻、現場に居合せた竹町の儀平衛、上柳町の吉郎兵衛から口書をとつて帰えり、その旨報告した。そこで藩では直ぐ様評議の結果、惣吉は明朝午前六時過ぎ、坊ヶ小路河原で、討首の死刑に行うことになり、執行者は町奉行と御目付大塚友左衛門、首藤列右衛門の二人と決定した。そしてこのことを一同に申し渡した。本来ならばこうした死刑囚は、その処刑前、城下町を引き廻した後、討首にするのが藩の規定であるが、何分今は、年未さし迫つてるので規則通りにせず、直ぐ様処刑場、坊ヶ小路え引き出す様一同に申渡し、なお御目付両人は、明朝惣吉宅へ行つて、理不尽に元助を切害したので、打ち首にすることになつた旨を申渡し、其他追込処分になる者其他にも、それぞれ明廿七日申渡す様に町奉行に申渡された。

又死刑囚惣吉の打ち首・繩取・警固の任務に就ては、明珍（町組）・井燕（郡部）両部落の者が相談してあたるようには町と郡の両奉行に申渡した。申渡書によると本人惣吉は下手人として死刑、惣吉の妻は身分刑の奴、父親文蔵、現場に居合せた竹町の儀兵衛と、上柳町の吉郎兵衛、それに竹町の宿老定八はそれぞれ、自由刑の追込に処せられた。府内庄屋の儀左衛門は本来なら追込ぐらいには十分処分されるところであるが、新役であつたが故に御用捨になり、僅かに呵以下の注意を受けた。

五、江戸（徳川）時代の刑法

A、概 説

江戸時代の法制は、徳川幕府のもののみでなく、僅かながらも、各藩それぞれ自主性を持つ法が行われた。しかし寛永十二年（一六三五）の武家諸法度に「万事如三江戸之法度、於國々所々可三導行之事」とある如く、幕府法は一般法的の効力を

持ち、諸藩の法はこれに反することは出来なかつた。それで地方の藩によつて具体的に多少の相違はあつても、幕府の法と根本的に異なるものではない。だから諸藩の法典は二・三の例外を除き、御定書に準拠してそれを模倣したものであつた。⁽¹⁾

徳川刑法は戦国刑法の威嚇主義を保存しながら漸次道義主義及び保安主義に移行し、なかんづく保安主義に傾いたことが察せられる。そしてそれは応報主義でなく、予防主義であり、特別予防主義と一般予防主義の両者を兼ねたものと云つてよい。道義的責任の観念、いわば応報的主義の観念は存在するが、それは西洋の応報主義とは異なり、応報を絶対視するものではなく、又報復心を満足せしめようとするものでもない、明かに道義的自覺を促すことを目的として居り、同時に予防的な意味をもつてゐる。いわゆる「見懲（みこらし）」の観念がそれである。

更に徳川刑法で注意すべきは中期以後諸藩で徒刑制を採用したものが少くないことである。即ち熊本藩では宝暦四年に徒刑制を制定し、同五年よりこれを実施し、佐賀藩では天明五年徒刑制を創始している。熊本藩の刑法典「刑法草書」は明律を参考して編纂されたもので、徒刑制もまた明律から出たものであろう、その行刑の状態等については明かでない。ただ徳川刑法が追放刑を主としている間に、率先して全面的に徒刑制を採用したことは特記せなければならない。佐賀藩の徒刑制も恐らく熊本藩に倣つたものであろう。文化以後末期に近づくに従つて諸藩の徒刑制が目立つて多くなるが、それは徳川幕府における鉱山役夫、人足寄場制の影響もあつたものと思われる。

要するに江戸時代において自由刑、労役刑、即ち懲役刑の成立、発展を見たことは、統一的の国家秩序の確立によつて、追放刑が不可能となつたばかりでなく、次第に発達した都市生活の保安のために、これを必要とするに至つたからである。換言すれば自由刑は日本に於ても一の社会的発展の必然であつたと謂える。之を思想的に媒介したものは主として儒教の道徳思想であり、同時に政治思想であつた。殊に朱子学の哲学的、理論的傾向に反して、より現実的な政治学的傾向をもつた民間の儒学者に負うところが多い。なおオランダを通じて西洋近世の刑事制度の影響もあつたと考えられまい。⁽²⁾

註 (1) 小野清一郎著「刑罰の本質について其他」三八〇頁

B、徳川刑法の内容

甲、刑の種別

I. 死刑に就て

御定書を中心として徳川刑法の内容を勘えると其の刑罰の体系として死刑に鋸挽・磔・獄門・火罪等の惨刑があつた以外、斬罪・死罪・下手人（解死人）など多くの種類があつた。下手人は元来手を下して人を殺すの意で、江戸時代はこれが最も軽い死罪を意味する言葉があつた。斬罪以下後の三者は何れも首を刎ねるのであるが斬罪は士以上の者に対する刑で、死罪、下手人は庶民に対する刑である。死刑の場合には死骸を様斬（ためしげり）にするが、下手人は死骸を取捨てるだけで、様（ためし）にはしないとの、田畠、家財を没収することのないのがその差異である。（第百三条）なお士以上の者に対しては特にその名譽を重んずる場合には切腹を仰せつけられた。（刑罰の本質三八八頁）

註 武家時代はその政権の帰属が区々であつたので死罪もまた区々

であつた。しかして鎌倉幕府における御成敗式目、豊臣秀吉の大閣式目、徳川幕府における御定書百ヶ条はその中で最も統一的な法度であつた。

御定書百ヶ条は寛保二年四月、八代將軍吉宗が水野越中守（社寺）、石田土佐守（町）、水野対馬守（御勘定）の三奉行に制定させた法度で、令八十一ヵ条、律百三ヵ条の律である。当時死刑はその執行方法が実に十数種に分れ、犯罪の輕重によつて適用がことなり、從つて死罪はその処せられる刑罰に応じて定められて

いた。即ち

一、下手人という死刑にあたる罪

1. 人を殺した者。

人殺の手引をなし、その犯人が逃走し逮捕されない場合。

2. 大勢で人を打殺した場合、最初に打ちかけた者。

酒狂で人を殺した者（但し被害者の主人親類等下手人御免願が出ない場合に限る）

3. 心中をなしたるも生き残つた者。

二、死罪という死刑にあたる罪

2. 1. 地頭に強訴し、その上、結党した百姓の頭取をなせる者。
- 諸壳物代金を請取つて、その品を渡さず、他へ二重壳をし
又は取り次ぎすべき品を質に入れ、又は壳払い、金銀を横領
したもので、金子拾両以上。雜物は代金に見積つて拾両であ
る場合。
3. 他人が廻船荷物を盗み、その品を、自分の土蔵に入れ置い
て配分をとつた者（財物の寄藏牙保の罪に相当）
4. 金銀借用証文あらわれては立難き筋の名、又は支配頭の名
又は顯われば申分立難きものの名を偽文書のうちに書き入
れ、金銀借用せるもの。
5. 奉公人の盜品を預つて配分を受け、又は礼金等取り奉公人
を隠し置きたる奉公人の請人。
6. 金子拾両以上、雜物は見積つて拾両以上のものを拐帶逃走
した奉公人。
7. 召使に於て、使に持たせ遣りたる品を持ち逃走せる奉公人
、但し金なら一両以上、雜物は見積りて壹両以上の場合。
8. 合意せざる妻を職業的に隠売させた者（但飢渴にせまられ
夫婦合意なら差支えない）。
6. 密通せる妻、及び密通せる男、密夫を殺した存命の妻。
10. 召使と密通せる妻、及び密通の手引をした者。
11. 有夫の婦を強姦した者。密通については妻妾の区別なし。
12. 他家に忍び入らなくとも盗む意思あつて人を疵つけた者。
13. 盗む目的で徒党を組んで人家に押込んだ同類。
14. 盗人の手引。

15. 片輪者の所有品を盗んだ者。
16. 追落（おいはぎ）をした者。
17. 16. 15. 悪党と知りつ宿をなし、盜ものを売り払い、又は質に置
いてやり、又は分配に預りたる者。
18. 16. 15. 家内又は土蔵へ忍入、盗みたる者。
19. 常習的隠物兎。
20. 19. 18. 17. 16. 15. 人をかどわしたもの（誘拐）
21. 意恨を以て火をつける旨張札又は捨文したる者。
22. 19. 18. 17. 16. 15. 壱両以上の金品を騙取詐取したるもの又は人を誘引した者
巧を以て打撃し人に疵をつけた者。
23. 19. 18. 17. 16. 15. 火をつけた者、争を起して顯わるればその放火犯人。
24. 19. 18. 17. 16. 15. 主人に斬りかかり、打ちかかりたる者。
25. 19. 18. 17. 16. 15. 殺意を以て地主に対して手疵を負わせたる家守。
26. 19. 18. 17. 16. 15. 巧事にて主人の親類に切りかかり、打ちかかりたる者。
27. 19. 18. 17. 16. 15. 親に切りかかり、打ちかかりたる者。
28. 19. 18. 17. 16. 15. 利得を以て妻子、養子を殺したる者。
29. 19. 18. 17. 16. 15. 自宅出火に際し、親の焼死を捨てて逃出せる者。
30. 19. 18. 17. 16. 15. 又は詛議したる人に疵を負わせたる者。
31. 19. 18. 17. 16. 15. 火附、盜賊、強盜、徒党を組みて、押込、追剝科人の立退

片輪者を殺して所持品を盗みたる者。

謀畫謀判せる者。

毒薬を売りたる者。

似せ秤を揃えたるもの。

地主を殺したる家守。

舅、伯父、伯母、兄弟を殺したる者。

支配人、請人、名主を殺したる者。

六、磔（はりつけ）という死刑にあたる罪。

1. 関所破り及びその案内人（その場にて磔）、但し男に誘わ

れて、関所破りせる女は奴とする。

2. 主人又は親を誣告せる者。

3. 親に疵つけ又は打撻したる者。

4. 師匠殺し。

七、引廻しの上磔という死刑にあたる罪。

1. 金子と共に貴いたる捨子を殺したる者。

2. 密通した実夫を殺したる女。

3. 似せ金銀を揃えた者。

4. 古主に疵つけた者。

5. 親殺し。

八、晒しの上磔という死刑にあたる罪。

2. 罪と刑との関連 II 威嚇と道義的二面

斯様に種々の死刑のあることは一方において威嚇的な意味のものがあると同時に、他方犯情の輕重に因り、又犯人の身分を斟酌して刑罰を個別化しようとするもので、道義的な觀念の現われの一つと見るべきである。⁽¹⁾

1. 主人に疵つけたる者。

古主を殺した者。

九、晒し鋸据きの上磔という死刑にあたる罪。

主人を殺したる者（二日晒、一日引廻し、鋸据きの上磔）。

十、火罪という死刑にあたる罪。

放火せる者、但し未遂は引廻しの上死罪。

十一、切腹という死刑にあたる罪。

口論又は酒狂にて刃傷し相手を殺した者。

十二、斬罪という死刑にあたる罪。

これは評定所で個々の犯罪を評議して決め、予め規定していない。

以上は御定書百ヶ条に規定されたものであるが、御定書百ヶ条も年々追加せられ、殊に寛保元年より同五年に至る間、多くの追加を見ており、享保、延享、文久年間にも刑罰にあたる罪の追加があつたが、これ等を通覽すると、徳川時代における刑罰則死刑という苛刑時代があつたことがわかる。又これによつて昔は死刑にいかに多くの種類があつたかを知ると共に今日の死罪が過去に比較して減少し然かも死刑方法が单一化していることをも知ることが出来る。（正木亮著死刑）

刑罰は威嚇で民をして法をおそれしむるのを目的とし、犯罪は懲惡的で民をして悪を避けさせるのが目的で定められ、罪と決定して刑を加えるに就ては、常にこの二つの見地が準則となつた。

定書には罪の輕重を種々にし、成るべく具体的に定めたから、例えば第七十一条の殺人及傷害の罪は五十項に分け、第四十八条の姦通の刑は二十六項に分け、各項につき、それぞれ仕置（刑罰）を定めた。これは中古の律と同様の立法主義によるもので、かように場合で罪の輕重を區別して定める以上、刑法を民に知らしめては、民が刑罰の程度を予想して罪を犯すに至ると考えたのは理由ありと言わねばならぬ。

五倫五常は教化の原理であつて、之を破る者は刑が従つて重かつた。故に殺人は普通ならば下手人と称する最も軽い刑であつたが、被害者が主人であると主殺の大罪であるから二日晒し一日引廻し、鋸挽をした上で磔にした。如何にも念のいつたやり方であるが、封建制度の下に於て此罪を以てこの上もない重大犯罪と見たのは当然であつた。元の主人を殺しても晒の上磔であり、主人を傷つけたならばやはり晒の上磔、元の主人を傷つけたならば引廻の上磔、地主を殺しても引廻の上獄門、親殺も重く、引廻の上磔に、師匠殺も磔、舅、伯父、伯母、兄弟殺は引廻の上獄門、このように主従、父子、姉弟、尊卑の關係で下の者が上の者を犯すと刑が重かつた。反対に上の者が下の者を犯したときは軽かつた。それ故たとえ親が非行のよくない実子、養子を殺しても、短氣でふと殺したのは遠島、弟妹、甥姪を殺した場合も同様である。これは全く家庭に於ける父兄の教令権を認めたからである。かくの如きは倫常を重んじた犯罪の一般を示すもので、以て他を類推することが出来る。⁽²⁾

註 (1) 刑罰の本質 II 三八九頁

(2) 牧健二著日本法制史三四五—三四六頁

3. 流刑

次に流刑として遠島がある。遠島は中古の流罪に当るもので江戸よりするものは伊豆七島へ、京、大阪及び中国、四国よりするものは薩摩及び五島の島々、隱岐・壹岐・天草え差遣するのが例であつた。遠島者は中古の流罪のように妻子を同伴する

ことが出来ず、又衣服貨財の携行も叶わなかつた。罪人が島に到着すれば、島守に請うて数十歩の小地を借り、茅舎を営んで雨露を凌ぎ、身体強壯のものは島民漁樵の手伝をして僅かに飢渴を救うたが往々にして餓死する者があつた。(滝川政治郎著 本法制史四九八頁)

4. 追放

追放は罪人を一定の地域から驅逐する刑で、平安朝末期からのもので、重・中・軽の三追放の外に江戸十里四方追放・江戸払・所払・門前払等の種類があつた。僧尼に対する追院・退院等も追放刑の一一種である。武士に科する重追放は武藏・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・甲斐・駿河に居住することを禁じて、その田畠・家屋敷・家財を没収し、中追放は武藏・山城・摂津・和泉・大和・肥前・東海道筋・木曾路筋・下野・日光道中・甲斐・駿河の居住を禁じて、田畠・家屋敷のみを没収し、輕追放は江戸十里四方・京都・大阪・東海道筋・日光・日光道中の居住を禁じて田畠・家屋敷のみを没収した。町人・百姓にあつては三追放とも江戸十里四方及び居住の国と犯罪発生の国との居住を禁ずるのみで、その異なる点は唯闕所処分の輕重のみであつた。即ち重追放は田畠・家屋敷・家財を没収し、中追放は田畠・家屋敷を没収し、輕追放は田畠のみを没収し、もし田畠のない時は家財を没収した。故に田畠・家財を全く所没有しない無産者は三追放ともに輕重はないことになる。江戸十里四方追放とは江戸日本橋より四方へ五里以内の地に居住することを禁じ、江戸払は品川・板橋・千住・本所・深川・四谷大木戸より以内に居住することを禁じ、所払は江戸・大阪の町人はその居町から、地方の百姓はその居村から追放するものであつて、地方にあつてはこれを村払とも称した。門前払は無宿者を奉行所の門前から追放するものである。これらの追放刑には闕所処分の伴わないのを原則とするが、犯罪の性質が利慾に関するときは、田畠・家屋敷を没収し、年貢滞納のあつた時は、家財をも没収した。

追放刑は戦国分彊の時代には社会保全の目的を達したが、統一の時代では刑罰の目的を達することが出来なくなつた。又追放刑執行の結果、産業を廃して田園を荒蕪させ、社会の危険分子たる浪人・無宿者を増加したので、八代将軍吉宗は、止むを

得ざる者の外は過料を徴して追放に代え、百姓・町人追放者の居住禁止区域を縮少する等、つとめてこの刑の弊害を除かん事を計つた。又天明八年、松平定信は、陸奥・常陸・下野等の荒地が多く農民の少ない所で、所払・領分払・知行所払等の追放刑に処せられ、又は家出後、江戸払・重輕追放等の公儀御仕置に処せられたものに対しては、村民一同から帰村を願出した場合は、特にこれを帰農せしめる制度を設け、また天保十二年、水野忠邦は追放刑の時勢に適せないのを痛感して、これに代わるべき適當な刑罰の有無を評定所に諮問したが、保守的な評定所一座の意見がまとまらない内に忠邦は失脚して折角の改廃案も水泡に帰した。然し幕府はこの追放刑によつて生ずる無宿者の増加を別の制度によつて防止することに成功した。それは安永七年に始められた鉢山役夫の制と、寛政二年に火附盜賊改め長谷川平蔵の建議によつて始められた人足寄場の制である。鉢山役夫とは無罪の無宿者を佐渡の鉢山の水替人足に使役するものであつて、天明八年以後は、入墨・敲の刑に処せられた者で、帰えす所のない者、又再犯のおそれある者を佐渡え差し遣わした。人足寄場は今日の刑務所に最も近いもので、江戸石川島・佃島及び常陸国筑波郡上郷村に一廓を設けて、無罪の無宿・入墨・敲の刑に処せられてその刑の執行をおえた者等を収容し、油絞り・其の他の労役に服させて工賃を与え、他日産を為すに備えしめたものである。而して文政三年（一八二〇）以後は、江戸払以上の追放刑に処せられた百姓・町人をもここに収容して一定の年限内を労役に服せしめながら、無宿者の授産場として創められたもので後には純然たる懲役場をも兼ねるに至つた。（滝川政治郎著日本法制史自四九八頁至五〇一頁）

5. 身体刑||入墨と敲

古くは手指切・耳そぎ・鼻そぎのような肉刑も行われたが、宝永六年（一七〇九）に何れも廃止され、御定書には敲と入墨とが規定されている。其他特別な身体刑として離別状をとらずに他家に嫁入つた女に科せらるる剃髪刑があつた。⁽¹⁾入墨及び敲は主として盗犯の者に対する刑罰とともに八代將軍吉宗が耳鼻を削ぐ刑に代えて創始したことは前記の通りである。入墨の刑状及びこれを施す身體の部分は、地方によつてちがつていた。敲は中古の笞杖に相当するもので、これに軽・重の二種があり、

軽敲は五十、重敲は壹百で、ともに杖を以て罪人の背・臂を打つものである。⁽²⁾

註 (1) 石井良助著日本法制史概説四九四頁

(2) 滝川政治郎著日本法制史五〇一頁

6. 身 分 刑

江戸時代の刑法は階級的で身分刑であつた。即ち犯罪に就てこれを云えば同じ斬罪であつても、武士に科する時はこれを斬罪と云い、庶人に科する時はこれを死罪又は下手人と云つた。又武士には切腹・大名預・閉門・隠居の如き武士特有の刑が科せられ、僧尼には退院・退院・一宗構等の僧尼特有の刑が科せられた。敲・手鎖・戸々等の刑は百姓・町人以外のものにはこれを科せなかつたから、これ等の刑は庶人特有の刑と見られぬこともない。穢多・非人の犯罪者が普通の法によつて処罰されずに、穢多頭に引渡されて処罰され、盲人の犯罪者が重罪でないときは、座元・長吏・総録等に引渡されて処罰された。又身分によつて法を異にしたことも犯罪と同じで、武士には商法を営むことは武士にあるまじき行為で罪となり、僧尼には所謂女犯(によはん)の罪なるものが成立した。即ち御定書第五十一条に女犯の住持はこれを遠島に処し、所化の僧はこれを晒の上本寺触頭へ引渡し、玄法の通り致すべしと定めてある。又この時代には上代の貶姓の如く、平民即ち一般庶民の犯罪者を非人の境涯に貶す刑法が行われた。御定書の第五ヶ条に非人手下(ひにんてか)とあるものがそれである。非人手下に処せられた者は、所在の非人頭に引き渡されて、非人々別の中に加えられた。

その他女に限り「奴」としての刑罰があつた。この奴とは牢内に拘禁し、誰でもよい、望む者があれば、交付して使役せしめるものである。この刑罰は古くよりあつたが、御定書では関所を超えて山越した女や、関所を忍び通つた女に科せられることになつてゐる。妓売女・踊子が三年間新吉原へ取遣わされるのもこれに準ぜられるものである。(石井良助日本法制史概説四

奴に就て森永種夫著「犯科帳」には次の如く記されてある。

奴——女に科せられる奴隸刑である。亭主が抜荷重罪を犯し、女房がその連帶で年季なしの奴奉行に出された例、両親の命に背いて好きな男のもとに走つた娘が、年季なしの遊女奉公に出された例もある。

7. 財産刑II 附加刑

財産刑としては、田畠・家屋敷・家財の欠所即ち没収があつたがそれは主として重罪の附加刑として科せられた。其他死罪以上には引廻・磔以上には晒なる附加刑があつた。

引廻は罪人をはだか馬に乗せて道路を引き廻し、晒は罪人を路邊に坐させて、その処刑を衆人に知らしめるものである。獄門は獄内で斬首し、然る後に刑死者の罪状を記した捨札を立てて、三日二夜の間、その首を台木の上に梶して人に見せしめるもので、江戸では大抵鈴ヶ森・小塙原の刑場でこれを行つた。磔は囚人を罪木に縛り付けて槍でこれを刺殺したもので、三日間刑場に晒すことは獄門と同じである。火罪は俗に云う火灸りで、放火犯人に對してのみこれを用いた。以尺報尺の刑罰である。鋸挽は磔の一種で、囚人を土中に埋めてこれを晒し、望む者に竹鋸でその首を挽かせ、三日の後これを刑場に移して磔殺するものである。(滝川氏日本法制史四九七頁)

8. 過 料

過料は今日の罰金に相当するもので、既に記した如く八代將軍吉宗の時にその制度が立てられた。これには重・輕の外、応分・小間・村過料等の各種がある。普通に過料と云えば輕過料で、錢三貫文又は五貫文を出させ、重過料の時は十貫文乃至二十貫文を出させる。応分過料とはその分限に応じて家財の三分の一・三分の二、又は四分の一等を出させることで、小間科料・村過料とは家屋敷の小間又は村高に応じて過料錢を出すことで、貧窮の為めに過料を出し得ない者には手鎖に処することになつていた。(滝川氏日本法制史五〇二頁)

9. 牢

監獄を上代ではヒトヤといい、律令では獄と称したが、江戸時代には牢または牢屋と呼ぶのが一般的となつた。監獄は大化以前からあつたが、この制度がはじめて整つたのは律令においてである。中世にも禁獄・召禁・召籠・押籠・追籠・土牢など禁固にあたる刑罰が存し、京都に牢があつた。

徳川幕府の監獄としては、江戸では小伝馬町と本所松阪町に牢屋があり、外に品川・浅草両所に溜というものがあつた。なお南北両奉行所に仮牢または詰小屋と称するものがあつた。これは現在の裁判所構内の留置場に当るものである。人足寄場も監獄の一種と見てよい。小伝馬町牢屋は幕府最大の監獄で町奉行に属した。本所の牢屋は関東郡代に属し、本所回向院に隣接してあつた。小伝馬町牢屋の監獄長を囚獄といい、石出帶刀がこれを世襲し、俗に牢屋奉行と称された。石田の下に牢屋同人数十人が事務を分担し、刑の執行・囚人護送等については多数の非人が命ぜられてその任に当つた。この牢屋は収監者の身分によつて拘禁場所を異にし、かつそれぞれ処遇が異つていて、獄舎には揚座敷（あがりざしき）・揚屋（あがりや）・大牢・二間牢・百姓牢・女牢等があり、揚座敷には御目見以上の直參（但し、知行五百石以上は入牢せしめず、大名等に預けとする）および之に準ずる格式高い僧侶・神官等、揚屋には御目見以下の直參、および陪臣等、大牢・百姓牢には町人・百姓の有宿舎、二間牢（無宿牢ともいう）には無宿者を拘禁した。男女は分隔するのであつて、女牢はすなわち通常の女監である。以上の各牢は一房又は数房より成るが、各房とも雑居拘禁であつた。牢屋は未決の者、および有罪判決を受けた者を刑の執行まで拘禁することが主目的であつたから、その性格はいわば拘置監である。しかし過怠牢、永牢のごとき禁固を内容とする刑に処せられた者も入牢させたから牢屋は同時に禁錮乃至拘留監でもあつた。いずれにしても牢屋は懲役監すなわち、自由刑の中心たる懲役刑の執行をなすための拘禁場所ではなかつたのである。牢内は一種の囚人自治制とも云うべき牢名主の制度が公認されており、また軽囚が重囚を戒護させられた。

幕府の各地方の役所にも又各藩にも江戸の牢屋に類似した牢があつた。

（石井良助著法律学講習講座日本法制史自三〇一頁至三〇

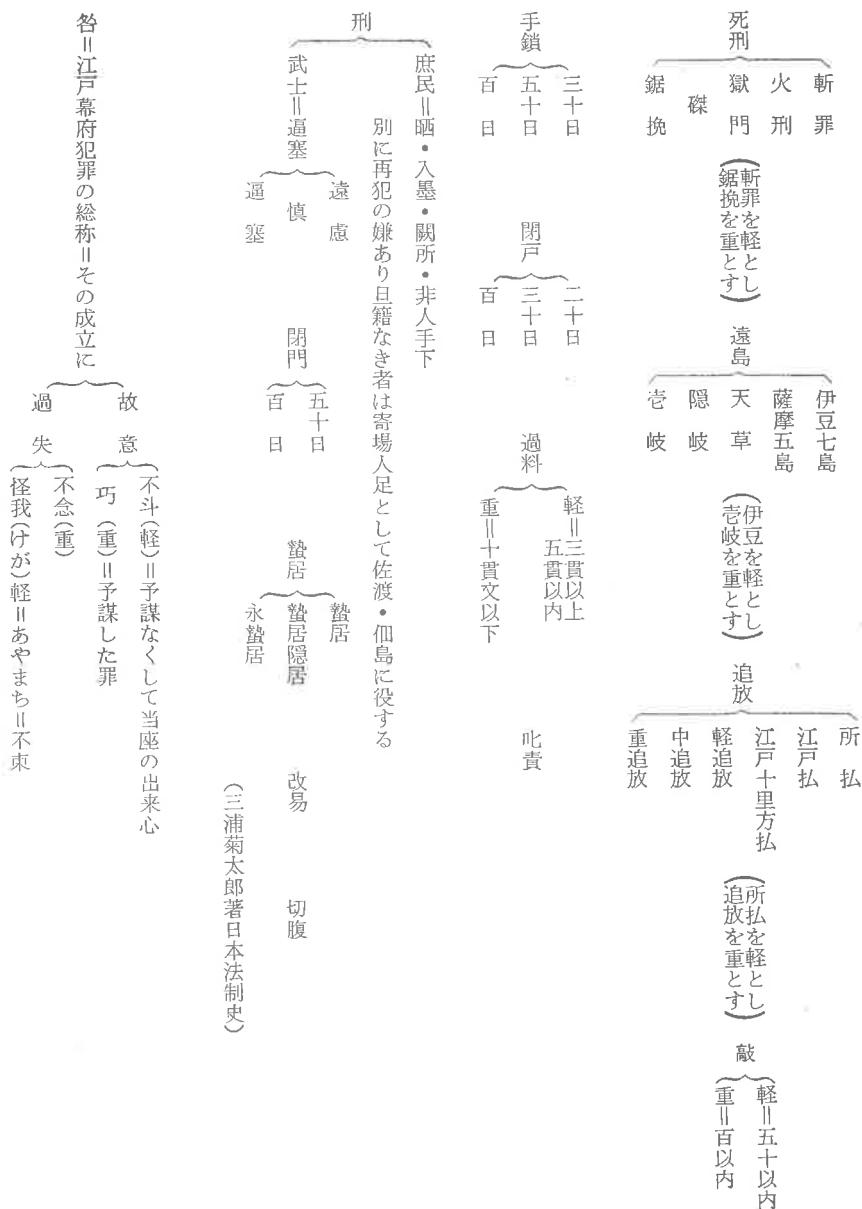
10 其 他 の 刑

其他の徳川刑法の特色とも謂うべき戸〆・手鎖（てじよう）・押込の如き自宅監禁が行われ、閉門・逼塞（ひつそく）・遠慮など名誉刑的なものがある。何れも庶人及び武士僧尼に科せられた監禁刑であつて、庶人につては手鎖が最も重く、武士僧尼につては遠慮が最も軽かつた。手鎖は庶民にのみ科せられるものであつて、本人に手鎖をかけ、封印を施すことで、本刑として科するものと、吟味取調べ中逃亡を防ぐために科するものとの三種がある。三十日・五十日手鎖は毎五日目、百日手鎖は隔日にその封印を改めた。押込は戸をたてて置いて他行を許さず、戸〆は釦を以て門戸を鎖し、閉門は青竹を以て門戸を鎖し昼夜出入を許さない。逼塞は昼間は出入を許さないが夜間潜門から出入を許し、又遠慮は昼間と雖も潜門より出入することを許した。（滝川氏日本法制史五〇一頁）即ち閉門・逼塞・遠慮は士分僧侶に、戸〆は庶民に、押込は土庶共に科せられる刑であつて、その程度及び形式によつて区別されたのである。（右井氏日本法制史概説四九四頁）

預には未決囚を預けるものと、既決囚を預けるものとの別があつたが預り人の如何によつて大名預・町預・村預・宿預・非人小屋預・親類預等があつた。（同前書四九四頁）追院及び退院は僧尼に科せられるのであるが、追院は宣告の後、直ちに追放するもの、退院は宣告後一旦寺に帰えり、その後退去せしめるものである。（同上）

11 ま と め

以上の徳川刑罰はこれを要約すると、威嚇主義の外、道義的觀念や、社会的保安の必要を考慮し、更に犯人の社会的地位の名譽意識・犯人の身分などを斟酌して、極めて多種多様の刑種を設け、実際の必要に応じて適切なる処罰を行わんとしたものである。表示すると、次の如くである。



咎||江戸幕府犯罪の総称||その成立に

過失

故意

不斗(軽)||予謀なくして当座の出来心

巧(重)||予謀した罪

不念(重)

怪我(けが)軽||あやまち||不束

主謀者(重) || 頭取 || 謀計の者

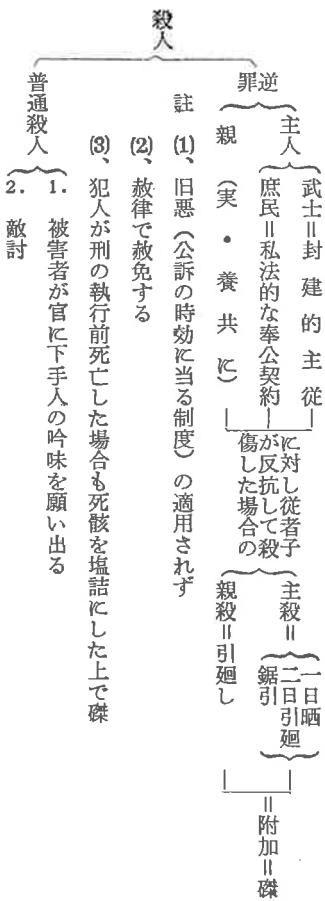
参加者(軽) || 同類 || 封助行為

(重) 手引
(軽) 荷担

教唆者 || 放火・殺人 || 重 || 当該犯罪の刑

被教唆者 || 軽

未遂犯 || 特別の規定ある場合の外既遂と同様



閉門 || 一〇日、三〇日、百日

逼廬

遠慮 || 最も軽く門ををとち夜間の出入を許す

押込
戸メ || 最も重く門戸を締めきり釦づけ

手鎖

預 || 大名・町・村・宿・親類・非人小屋預

晒 || 日本橋で三日間行う……

碑 |
獄門 |
引廻した後殺し

……晒

獄門

易 || 大小の刀は渡すが帶刀の特権は奪う

改
非人下手 || 非人頭の配下とせらるる

入
墨 || 腕其他

榮(名) 誉刑 |

入

役儀取上

叱 (重いものは急度叱)
隱居

奴

非人手下

改易

追院 || 退院

構
一一派構
一宗構

身刑。榮刑的分子を多分に含んでいる。その性質の特に強いものとして

前記荣誉刑の自由刑

自由刑

入牢(じゅうろう)

未決囚を拘禁する所
過怠牢

遠島

其他

追放・浪人・無宿者を地方に分撒せしめる

追院

僧尼の閑刑

構 II 一宗構 特定の一宗一派に属するを得ざる思想上の制裁
一派構

生命刑

①、古くは逆磔・牛割・水磔の如き戦国時代の遺風を伝える酷刑もあつた。
②、御定書には鋸挽・磔・獄門・火罪・死罪・下手人・及武士の閑刑として斬罪が認めてある

身体刑

①、古くは手指切・耳そぎ・鼻そぎの如き肉刑が行はれたが後には廃止され。
②、御定書には敲と入墨の両種がある

財産刑

A 田畠・家屋・家財の全部又は一部につき
B 死刑・遠島・重追放等に欠所が附加刑

過料罰金刑

普通 三貫乃至五貫

拾貫文以下、又は武拾両以上で個人ならば其富、
貧乏で過料を出せぬ者には手鎖を以てする

三日以内に納める

刑

重 ^{II} 再犯 ^{II}	刑の執行中 ^I 他の犯罪を犯すこと		
執行後 ^I			
輕 ^{II} 自訴 ^{II} 自首及自白			

二重御仕置^{II}一種の刑を組合せて定められた場合

1. 過料の戸〆

2. 敵の上追放

3. 入墨の上所払

4. 其他

保安処分^I
佐渡に送つて金銀
山の水かえ人足に^I
引取人なき無罪の無宿者
使用

追放刑^I
無宿^I
の徒^{II}予防処分的

人足寄場^{II}江戸佃島^{II}加役方^(火附盜賊改)の人足として

A 油絞り等の手業習得
B 同時に工賃を与え他日の生業資金
として貯蓄

寄場^{II}常陸築波郡上郷村

村落^I
浮浪^I

奴刑^{II}私人に配属して労役に服する刑
後には追放刑に処せられた者を収容

備考 以上の諸表は徳川期の刑法である

乙 刑罰用語とその内容

1. 曲

徳川刑法はしばしば犯罪を知った者に告訴の義務を負わしめ、その義務に違反した者を処罰すべきものとしている。御定書や判例にもそれを見るが、特にせ金銀・唐船よりの抜買・古がねの売買・遊女差置・博奕・きりしたん宗門等の犯罪につき

之を知つて届出でなかつた者を当事と為す旨の御触書が出ている。しかも或る場合には訴人に褒賞を与えることになつてゐる。これは親や子が殺された場合、被害者が犯人と私和することを禁ずるような場合の外——これは律に於ても規定があり、寧ろ道義的な責任である——犯罪の検挙を容易にするという社会保安的目的に出る規定と見るべきである。

2. 科刑の輕重

科刑においても、例えば人殺の被害者との身分関係に依り、その輕重が幾通りにも分かれている。即ち主殺は最も重く「二日晒一日引廻、鋸挽の上磔」云う極刑であり、親殺は「引廻の上磔」である。これ等は主従・親子の道義關係を重んずる趣旨で、普通の人殺は下手人である。(第七十一条) ところが盜入の御仕置は「人を殺、盜をいたし候者」即ち強盜殺人が「引廻の上獄門」とあるのは、道義上よりも当然であるが「家内え忍入、或は土藏斧破候類、金高、雜物不レ依ニ多少ニ死罪」「手元に有之品、風と盜取候類、金子は拾両以上、雜物は代金に積拾両以上は死罪」などの如く、忍込竊盜は金高にかかわらず、人殺よりも重き死罪であり、単純な竊盜でも金高拾両以上の場合は同じく死罪となるのである。しかし他方「軽き盜いたし候もの」は「敲」で、當時としては軽い刑である。(第五十六条)

3. 責任能力

精神錯乱のことを乱氣又は乱心と称し、御定書によれば精神病者や、十五歳以下の少年は、いわば限定責任者であり、其の刑を輕減されたが、全く無責任とはされなかつた。御定書第七十八条に「乱心にて、火附候もの、乱氣之証拠於三不分明、死罪、乱心於無レ粉は押込候様、親類共々可ニ申付ニ事。」とがる。火附は本来は火罪に処すべきものであるが(第七十条) 亂心に紛なき場合は親類共々押込を申付けるのである。又同条に「乱心にて人を殺す共、可レ為ニ下手人ニ候。然共乱心之証拠に有レ之上、被レ殺候もの之主人並親類等、下手人御免之願於三申出」は、遂ニ相何ニ事。」とある。乱心の人殺も原則としては

下手人に処するが、乱心の証拠が慥で、其上被害者側から下手人御免の願があれば、詮議に依り適宜の刑に処すべしというので全く保安刑である。道義的に無責任なることを意識しつつ、保安のために刑を科しているのである。

斯様に御定書は殺人及び放火罪に就て、乱心の場合でも刑を軽減することはあつても、これを免除することはなかつた。元禄十年（一六九七）の法令に乱心者の殺人は本性に違う故を以て牢舎を申附けて、様子次第では、そのまま差し置き、もし本性に違つたならば遠島に申付くべきものとしたが、享保二年（一七一七）の法令は、殺人犯人は乱心たりと本性たるとを問わず、解死人（下手人）たるべきものとして、御定書は殺人と放火とに就き規定し、殺人の時は乱心も死刑を免れないが、被害者の主人並に親類等から、宥免願を差出す時は、死刑を免除されることもありとし、又被害者が加害者よりも、至つて身分の軽い場合には死刑を免るべきものとし、乱心者の放火に就ては火罪を免除し、親類に押込を命じた。これは危険性ある人物に死刑を科し、又は親類預に処することによつて、これを社会より隔離せんとしたものと解すべきであろう。

（石井良助著日本法制史概説四八九頁）

4. 縁 座 と 連 座

A、縁 座

江戸幕府も当初は戦国時代の影響を受けて相当広範団に縁座制を認めたが、御定書は縁座になるのは主殺・親殺の子に限るに至つた。即ち御定書以前に於いては、重罪の主殺の如きは、其の父母・兄弟・其他の一族までも処刑せられ、また火罪・獄門・磔に処せられたものの妻子の如きも、夫々刑に処せられた。元文二年（一七三七）吉宗はこの縁座の法が戦国の遺風で道理に背くことを覺り、自今以後百姓・町人其外身分の軽きものの共の間にあつては、主殺・親殺の外は全然縁座の制を通用すべからざる事を命じた。然し武士階級の間にあつては、御定書以後でも、縁座の制は依然適用せられたのであつて、死罪以上の刑に処せられたものの子は遠島に、遠島の者の子は中追放に処せられた。従つて寛政元年（一四六〇）松平定信は、この法

の不条理・不合理なる事を痛感して、その修正を評定所に諮り、又文政九年（一八二六）勘定奉行石川右近将監忠房は、評定所留役、川路左衛門尉聖謨の勧めによつて、その停廢を幕府に進言したが、何れも事重大なりとして敢えて裁決を下さなかつた。

B、連座

戦国時代に於て顯著に発達した連座制は、江戸時代前半期の法制に於て、大きな影響を及ぼしたが、後半期になつても縁座の場合と異つて、幕府は必ずしも積極的にこれを停廃しようとなかつた。然し他面連座によつて科せられる刑は過料・叱乃至押込の程度であつて、刑としては極めて軽いものであつたことに注意しなければならない。刑事責任の承継は寛永二十年（一六四三）の田畠永代売買禁止令に見え、親が死亡した時に、子が親の罪を承継するものであつて、前後に比類のないものである。当時連座には公法上の関係に基いて、村役人・五人組・地主・家主等が村民や、組合員・店借入等の犯罪に就いて、連帶責任を負う場合と、私法上の関係に基いて、荷車の荷主が車夫の過失殺傷に就いて、連帶責任を負う場合との二つがあつた而してこの連座の範囲は、時には頗る広大に及ぶことがあつたのであつて、出火の為めに三町以上が焼失したような場合には、火元は五十日の手鎖の外、地主・家主、其の時の月行事、五人組・風上二町・風脇・左右二町宛、合計六町の月行事は、何れも二十日乃至三十日の押込に処せられた。

この連座の制度は、警戒を厳にして、犯罪を未然に防ぐ為めには、やむを得ない制度として、当時の人々から一般に是認せられていたところであつて、縁座の制を非難した太宰春臺でさえ、連座については「民ノ姦惡ヲ禁ズルハ、首告連座ノ法ヨリ便ナルハナシ、是先王ノ道ニハ非ズ、秦ノ商鞅ガ法ナリ、嚴刻ナル法ナレドモ、末世ニハ便利ナリ」と云つて弁護している。

（滝川政治郎著日本法制史自九四三行至四九五頁八行）

六、府内藩の政治

甲、裁判関係

四四

1. 大目付二人 非違を検察し、令達を布告し、裁判に与る。
2. 町奉行 町組を支配し、裁判に与る。
3. 勘定奉行 勝手方・米金出納・扶持支給等を掌り、裁判に与る。
4. 郡奉行 郷中を支配し、裁判に与る。
5. 代官 府内領一町三郷に各一人宛を置き、町奉行・郡奉行の指揮を受けて、担当の町郷を支配する。部下に各一人宛の手代がある。

乙、府内の庄屋と宿老

1. 庄屋

府内藩では城下を町と称し、村部落を郷中と称し、一括していう場合は町郷中と称した。而してこれを町組・里組・中郷・奥郷の四部に分ち、行政上町組は府内・松夫・千手堂・笠和・勢家・西三ヶ村・東五ヶ村に分けてあつた。

町組の城下・府内・松末・千手堂・笠和には各々庄屋があつて、これを府内四庄屋と称し、別に勢家庄屋があつた。これ等各庄屋の支配区域は左の如くである。

(1) 府内庄屋

唐人町・名号小路町・於北町・桧物町・東上市町・中上市町・西上市町・鍛冶屋町・京町・革屋町(今の本町)・大工町・魚町・茶屋町・白銀町・西小路町・桜町・室町・西町・清忠寺町・上柳町・中柳町・下柳町・竹町・塗師町・田町・今在家町・寺町・上紺屋町・下紺屋町

(2) 松末庄屋

中ノ町・下市町・稲荷町・胡町・万屋町・長池町・北町・東町・中横町・塙九升町・東新町

(イ) 千手堂庄屋

小物座町・天神町・後小路町・古川町・米屋町・元町

(二) 笠和庄屋

笠和町・細工町

(三) 勢家庄屋

西新町・堀川町・船頭町・沖浜町

以上総計五十二ヶ町

2. 宿 老

府内藩では以上の五十二ヶ町には各町に庄屋とは別に宿老があり、その上に惣宿老という町役人が一名あった。宿老は主として各町に二名または三名を置き商工業者および旅人に関する事を取り扱い、惣宿老は宿老を指揮命令したようである。宿老は他藩では名主・乙名・町別当などという役に当るようである。

3. 宿老の職務

前述の如く宿老は町人や旅人に関する支配と世話とを主ら勤めとしたようであるが、寛政四年（一七九二）に至つて、左の如きくわしい心得書が定められた。これによつて、宿老の任務が具体的に知ることが出来る。

町々宿老共心得之事

一町内引請支配仕役義、仮初ニも人の長と相成、支配仕事は大切成事ニて、私心無レ之、身分相慎、是非を明白仕、町内者
を引立候様、心得可レ申事。

一町内非法無レ之様、吟味仕ル役儀ニレ得ば、第一其身を相慎申事、専要レ事。

一渡世産業と、役筋入交リ不レ申レ様可レ仕レ。商売の筋ニ、役威出申間舗事。

一町内諸公役、依怙鼠貞仕間舗レ。町内の者え隨分仁心を加え可レ申レ。權威を以、町内の者ニ難渋為レ仕申間舗事。

一鳏寡孤独の者え、別て心ヲ添、町内より數立レ様、平日心を付可レ申事。

一忠孝の者吟味、可ニ申出一事。

一旅人え対し、非分の義申間舗、争論の義有レ之レば、他領の者え六分勝を付、町内の者を堅制可レ申事。

一旅人え対し、万一町内の者、非法成義仕、其儘ニ差置、外より相知レ得ば、宿老迄急度御咎被ニ仰付レ間、其旨兼て相心得居可レ申事。

一旅人通行人馬旅宿、又は金銀両替の義、其外万事差支不レ申様、世話可レ仕レ事。

一御城下繁昌の筋成レハマ、如何程軽き者の申事にても取上可ニ申出一事。

一、上役人不直の筋有之レハマ、急度可ニ申出レ。正直の志を以、申出レ義は、忠貞の筋思召レ間、決て御咎不レ被ニ仰付レ、其旨相心得可レ申事。

一他所風聞、御当地御為筋不レ宣義ハ、虚実無ニ御構ニレ間、可ニ申出一事。

一町内売買出精の儀、勿論家居見分不ニ見苦ニレ様心頭にかけ、世話可レ仕事。

一火灾の節、火消手都合、平日申合置、無ニ遅滞ニ同勢引連れ、可ニ罷出一事。

一右荒増ヶ条、宿老共平日心得の趣申聞レ間、其外万端の義は、右意味合に准じ相勸可レ申レ。町内の者ヲ一ヶ月壹度召呼レテ、相渡置レ心得書の趣読聞せ、納得為レ仕レ様可レ仕レ。出違又は不参の者ハ書留置、書付ヲ以可ニ申出レ。此已後の義ハ横目を以、銘々役前並町内の風義、御吟味被レ成レ間、存違不レ仕様相慎、無ニ油断ニ町内成立レ様世話仕、非常の儀は急度相戒可レ申レ。以上。

増田八郎兵衛

森 孫兵衛

4. 町民生活

なお町人生活についても同年町奉行から「組合心得の事」という諭告が出されているので、時代は少し下がるがその大体は従前の町人五人組に対して指示されたものを成文化したもので、当時の町人生活を知ることが出来る。（大分市史上巻自七九一頁至七八八頁）

七、事件の処理と批判

A、本 人

1. 取調べによると刺殺の動機に就て関係者一同、終始意趣遺恨があつてではなく醉狂だと証言している。
2. 酔狂は一時的の乱心者とも見られる。それで取調べを受けた関係者一同がそれを主張したものと思われる。
3. 石井良助著「刑罰の歴史（日本）」によると次の如く書いてある。

乱心者の犯罪につき、寛文以前と延宝以後とで、幕府の方針は違つているように見える。同じ犯罪で、寛文以前では、親類及び被害者の親類等の願出により、犯罪人たる乱心者の刑を免除しているが、延宝以後はすべてこれを犯罪に処していいる御仕置裁許帳三二二一三二九号が関係史料で、いざれも、女房殺に関するものであるが、この中、万治より寛文までの判決（三二二一三二五号）では、加害者は、被害者の親類等の願出でにより赦免されているが、延宝・貞享の判決（三二六一三二九号）では、いざれも死罪になつてゐるのである。ただ延宝・貞享の判決の場合、親類・被害者の宥免願があつたにもかかわらず、死刑になつたのか、宥免願がなかつたので死刑になつたのかはよくはわからないが、延宝・貞享の

場合だけ宥免願が出ないというのもおかしいわけで、宥免願があつたにもかかわらず、死罪になつたものと解すべきであろう。寛文・延宝の間でどうしてこういう変化が見られるのかよくわからないが、乱心者も処刑せらるべきであるという原則に至つては、寛文・延宝の前後を通じて変りはないであろう。この後元禄十年（一六九七）閏二月に、人殺につき「乱氣にて人殺候者、本性ものとは違ひ間、向後は牢舎申付、様子次第に其儘永牢にて差置、其上若し本性にも成りハヽ、遠島にも申付可然リ、品ニより解死人（下手人）に可成子細候ハヽ、其節伺可有之」等に定めた。すなわち、乱心者と「本性もの」とを区別したのであるが、享保二年（一六一七）十一月に「自今以後は乱氣にて人殺ハヽとも、可為解死人候、本性ニテ人を殺候も、乱氣ニ而殺候共、同前の御仕置ニ候」と改めた（享保撰要類纂二之二号）。すなわち、乱心者と本性者との間に区別を置かないことになつたのである云々』とある。

4. 本事件は安永七年（一七七八）の出来事で、前記の通り寛文（一六六一）以降は幕府の考が本性者と乱心者と区別しないことになつてゐる。

5. それで藩庁で動機が単なる醉狂と認定すれば或は判定に幾分刑の整減がある筈だが、結果的に見て、藩はこれを区別せざ法の規定通り差等なく死罪としている。

6. にもかかわらず関係者一同が醉狂と証言したこと、宿老定八が町廻りの命を用いなかつたこと、藩の記録に被害者側の訴がないこと、如何に年末とは云え町引廻しの刑を行わなかつたこと等々の点から見て、惣吉は相当社会的信用のあつた家と人ではあるまい。

7. 酒狂殺人でも被害者の主人親類等から下手人御免願が出れば減刑されるがその特點のないのを見ると被害者の方からの御免願は出なかつたのである。

8. 兔に角惣吉の処刑は当時の社会状勢から止むを得ない処置で妥当のことではあるまい。

B、惣吉の妻

1. 夫惣吉が死罪仰せ付けられたので、ただその妻なるが故に、何等事件に関係ないのにもかかわらず「奴」刑に処せられる。いる。
2. 前記の通り「奴」は女のみに課せられる身分刑で、入牢拘禁し誰にでも望みの者に与えて使役せしめるもので、その課役についても何等の撰択権がなく、当時遊女などに渡されていたことは、如何に今日と社会状勢が異なるとは云え、あまりにも人権を無視した刑罰といきどりさえ感ずる。
3. 妻の本人が「奴」として如何に処置されたか知る由もないが哀れと云うも憚かなりと云わざるを得ない。
4. 因みに当時「奴」刑は対馬の宗氏、肥後藩等にもあつたとのことである。

C、父文藏

申渡書によると惣吉が、元助殺害の節、召し捕えて縄をかけ町役人に申出ないばかりか惣吉を手離して医者呼に差遣した儀は重々油断の至で、不届至極として急度追込に仰付けられている。

1. 親子の情宜、私情としてはこの父文藏のとつた処置は一応肯ける。
2. 然し当時の法規を考えて自首せしめるとか、届け出るとかしなかつたことは、遵法精神に欠ぐところがあるのではあるまいか。

3. 親なるが故に当時の法規として「急度追込」で済んだのである。追込みでは最高であるが、惣吉の妻とは比較にならない。
4. 「追込」みの刑名は府内藩特有(?)の使用語で戸〆か押込に当る刑ではあるまい。

註 父文藏の子孫は現在その所在を筆者は知らない。

D、竹町儀兵衛と上柳町吉郎兵衛

其場に居合せた右両人は、犯人惣吉を留め置かず、且つ町役人に知らせなかつたのは油断の至りで、之に依つて追込に処せられてゐる。其場に居合せたお蔭で所罰されたのだから有り難くない。一種の連座刑と見るべきではあるまい。

E、竹町宿老定八

右定八はこの騒動に早々罷り出て相手の犯人を召捕え片時も早く其筋え申出すべし筈のところ其儀なく、其上町廻の者から惣吉召捕の人数差遣す様申付けられたる際、人が居合せぬとの理由の下に、その命を聞かなかつたことは重々油断至極で不埒の至りとして追込申付け、急度相慎むべく罷りあれと申し渡されている。

1. この申渡は定八の宿老としての職掌柄止むを得ないものと思われる。
2. ただ宿老でありながら人が居合せぬとの理由で人数を差し遣わす幹せんをしなかつたことは納得が行かない。何かそこに理由があるのであるまい。
3. 最初に藩に訴え出た石川市郎兵衛は姓のあるところから、相当の人物と思われるので、藩に申出ると共に宿老などにも知らして善処方を指導してほしかつた。

F、府内庄屋儀左衛門

右に対する申渡は「殺害事件の殺人惣吉の性行を、所管庄屋として知らない筈はないので、要視察人として平日注意を怠らぬ様致すべきところ、其儀のなかつたのは油断の至りである。本来ならば責任処罰すべきであるが、何分庄屋となつて日が浅いので、職務履行が十分了解していないものとして、この節は御咎も仰せ付けられず、御用捨とするから、自今隨分入念に相動むるようとの申渡は極めて同情ある判決と云わなければならぬ。如何に新役とは云え、同じ町の宿老と庄屋との役職上の責任に差等があり過ぎる感がする。

G、処刑実行者

旧藩時代、府内藩の死刑は坊ヶ小路河原で行われ、その刑の実施者は藩の係役人の指揮によつて郡部は井舞村（現三ヶ田町

内)、町組は明珍(現春日町内)の部落民がこの事にあたるのが常態で、時に両部落民が申合せ分担して行うこともあつた。

七、むすび

刑罰はその大綱に於ては昔から定まつているが、時代によつてその方法・輕重等に相違変遷があることは昔も今も変りはない。私共はその当時の刑罰、その変遷によつて当時の世相・行政のあり方などを知ることが出来る。

本史料は現大分市竹町で安永七年九二月廿五日に突発した一殺人事件に過ぎないが、当時の府内藩が処罰した施策を今日と比較対照しその変遷、流れを知ることが出来ると思う。今日死刑廃止が一方に叫ばれ、特に男女同権・個人的人権の尊重されている際、現代人として「奴刑」が我が府内藩にも実施されており、尚現代では当然無罪たるべき者が縁座・連座によつて罰せられていることに驚かざるを得ない。

(昭和廿六年十二月稿)

八、参考文献

	書名	著者	発行所	書型	発行年月日
8.	1. 日本法制史	三浦菊太郎	博文文館	B	明三三、五一、三一
7.	2. 日本公法法制史	中田 薫	启明社	B	昭七、三、廿七
6.	3. 国史講座日本法制史	牧 健二	國史講座刊行会	A	昭一二、一、廿五
5.	4. 日本法制史概説	石井 良助	弘文堂	A	昭廿九、十二、廿五
4.	5. 日本法制史概要	高柳 真三	創文社	A	昭廿九、四、廿九
3.	6. 日本法制史	隈嶋 渡	青林書院	A	昭廿九、九、廿五
2.	7. 日本法律学講座	有斐閣社	創文社	A	昭廿九、廿九
1.	日本法制史	日本法制史	日本法制史	A	昭廿九、廿九

